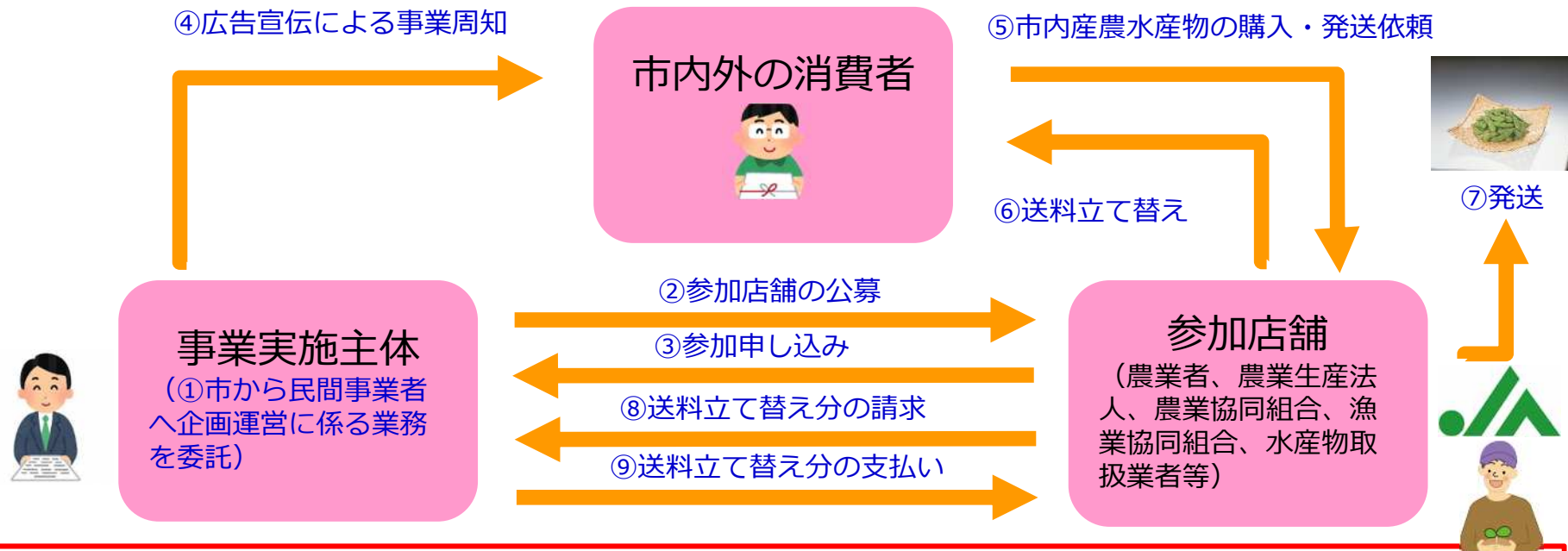


にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援事業 事業スキーム

市内の農業者、農業生産法人、農業協同組合、漁業協同組合、水産物取扱業者等が開設・運営する販売店舗（農水産物直売所、観光果樹園等の実店舗）やオンラインショップにおいて、市内外の消費者が市内産農水産物を購入し、全国に向けて発送する際の送料を市が全額負担。



【全体の流れ】

- ①市から民間事業者（事業実施主体）への企画運営に係る業務委託。
- ②事業実施主体が委託仕様書に基づき、参加店舗の公募開始。
- ③市内の農業者、農業生産法人、農業協同組合、漁業協同組合、水産物取扱業者等からの参加申し込み。
- ④事業実施主体が、市内外の消費者（利用者）に対し事業周知。
- ⑤消費者が参加店舗やオンラインショップで、市内産農水産物を購入し全国に向けて発送依頼。
- ⑥参加店舗が一旦送料を立て替え。⑦参加店舗から全国に向けて市内産農水産物を発送。
- ⑧事業終了後、参加店舗が事業実施主体に対し送料立て替え分を請求。
- ⑨事業実施主体が参加店舗に対し送料立て替え分を支払い（市は事業実施主体に対し委託料の概算払いで対応）。

※本スキームは一例であり、提案により変更可能です。